

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の理解促進と教育・学習の充実

■ 現状と課題

男女共同参画社会は、個人の尊重や男女平等を前提とし、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として認められる社会です。その実現には、これまでの社会制度や慣行を見直し、互いを思いやる心とより深い人間愛を基調とした平等意識による男女共同参画の意識づくりが必要です。

男女平等に関する市民意識調査では、「男性のほうが優遇」、「どちらかといえば男性のほうが優遇」とした回答が、前回調査の 73.1%に対し今回調査では 68.4%と 4.7 ポイント減少しています。

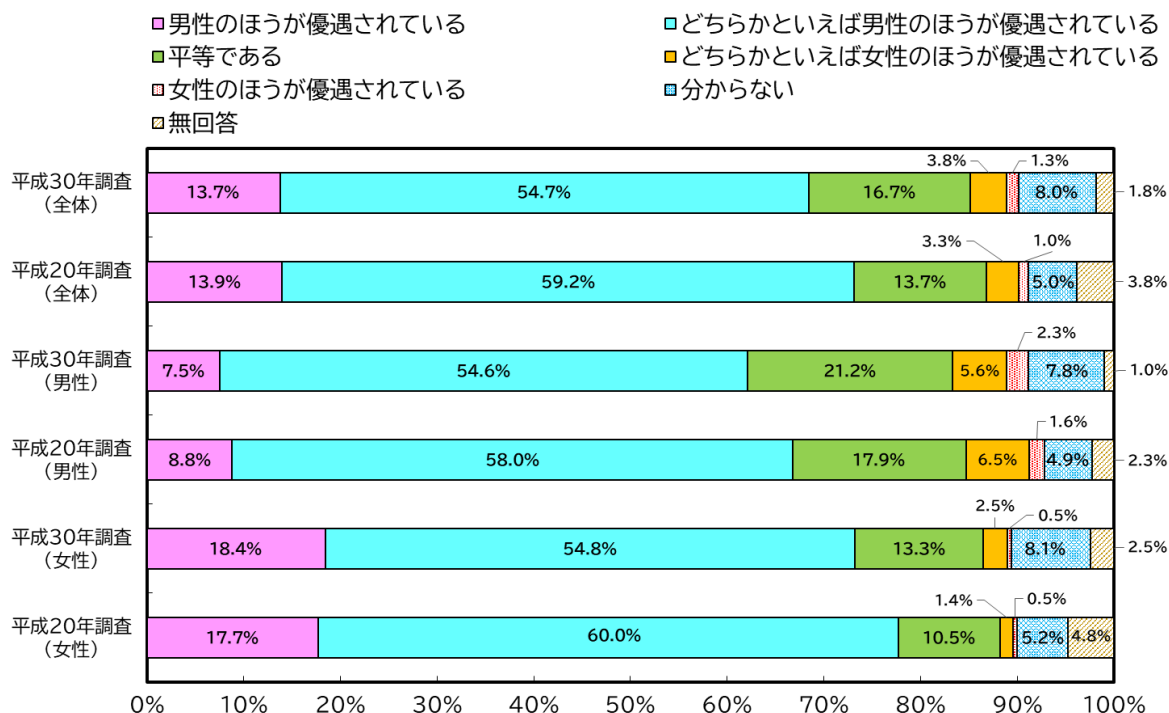
しかしながら、家庭や地域、学校、職場などのあらゆる分野における性別による固定的役割分担意識※や男女の能力や適性に関する固定観念は根強く存在しており、男女共同参画社会の実現には、その解消に向けた男女平等意識の醸成が課題となっています。

男女共同参画社会基本法(1999年)の施行から 20年近い年月が経った現在、従来の男性中心型社会のあり方に対する意識改革は着実に進み個人の考え方も柔軟かつ多様化しています。こうした中、男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが男女平等の意識を持つとともに男女共同参画について理解し、生涯にわたり主体的で多様なライフ・スタイル※を選択できる能力を育成することが重要です。

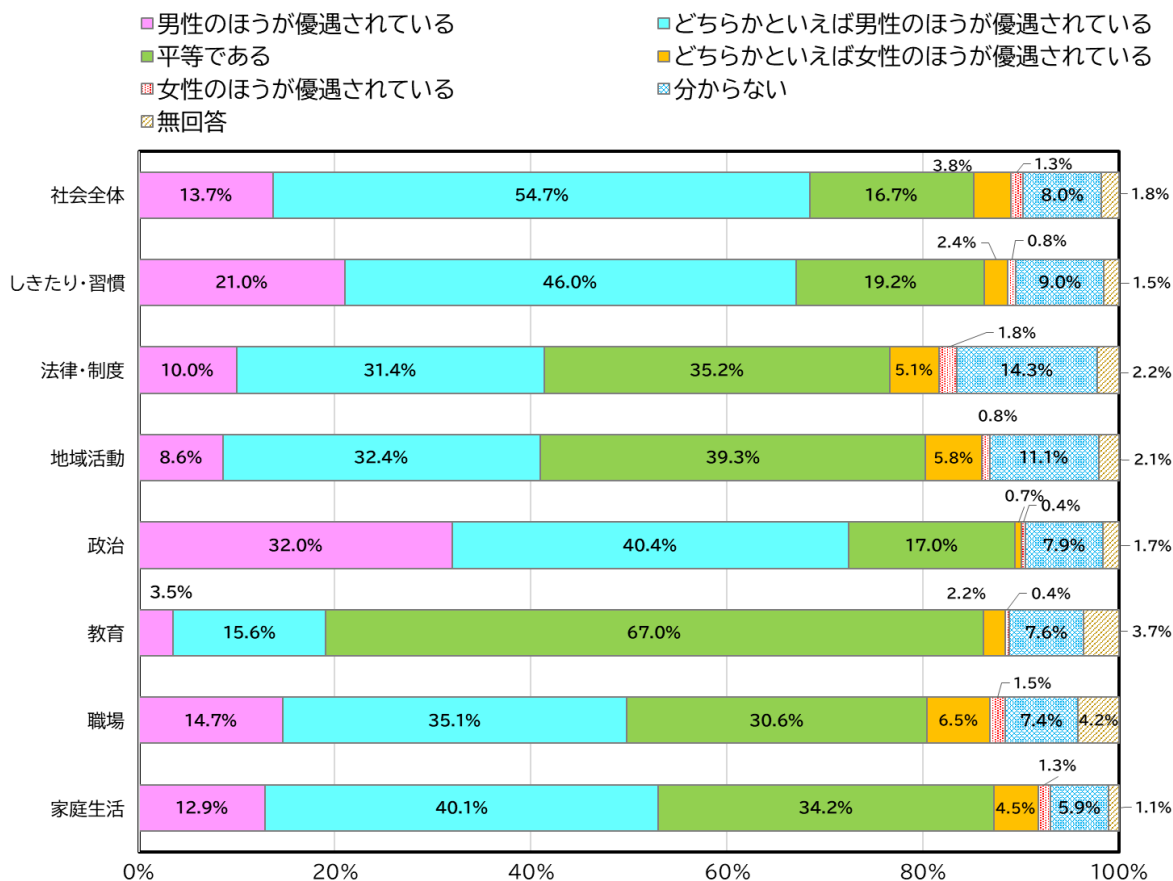
また、男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され、だれもが自分らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的マイノリティ(LGBT等)は、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的指向や、性自認を理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めることが必要です。

我が国における男女共同参画のための取組みは、国際的な動きに密接な関わりを持ちながら進められてきました。今後、男女共同参画を一層進めていくには、国際社会における課題や取組み、そして多様な文化に対する理解を深め、グローバル感覚も磨く必要があります。

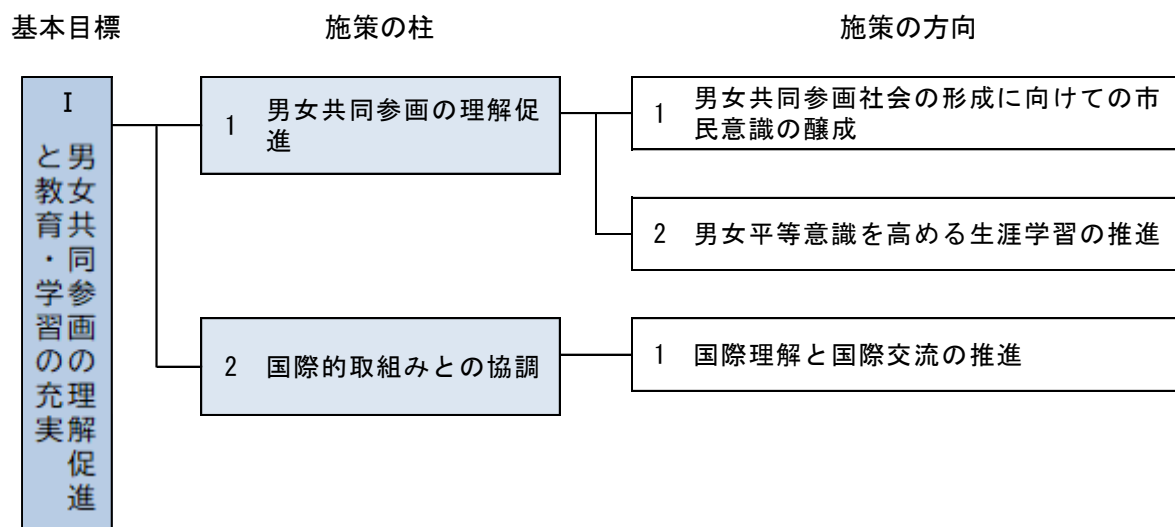
【男女の平等感について】



【各分野における男女の平等感について】



【基本目標 I 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 5 年度
家庭生活において男女が平等であると感じている市民の割合	34.2%	40.0%以上
社会全体において男女が平等であると感じている市民の割合	16.7%	20.0%以上

施策の柱1 男女共同参画の理解促進

市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画意識の定着を図るための啓発活動や情報提供を行います。また、子どもから大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、学校教育や生涯学習等の機会を通じて、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図ります。



施策の方向

1 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成

- ・男女共同参画に関する各種情報を収集、整理するとともに、広報紙、公式ウェブサイトなどの多様な媒体による情報の提供を推進します。
- ・性別による固定的役割分担意識※の解消を目指した意識啓発活動や広報活動に努めます。

2 男女平等意識を高める生涯学習の推進

- ・学校等において、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進します。
- ・社会教育においては、男女共同参画への理解を深めるため男女平等に関する学習機会の充実に努めます。
- ・講演会等に子育て中の市民も参加しやすいよう、一時保育などの環境を整えます。

3 多様性の尊重

- ・多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう意識啓発活動に努めます。

施策の柱2 国際的取組みとの協調

男女共同参画の様々な取組みは、国際的な動きの中で進められてきたことから、国際社会の動向に関心を深め、協調した取組みを推進します。



施策の方向

1 国際理解と国際交流の推進

- ・国際的な男女共同参画についての情報提供を行い、国際社会における男女共同参画の取組みに関する理解を深めます。
- ・学校における国際理解教育を推進します。
- ・外国人との交流事業を実施している団体を支援することにより、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを促進します。



基本目標Ⅱ 人権尊重と暴力のない社会づくり

■ 現状と課題

男女共同参画の社会づくりを進めるには、人権尊重の理念について市民一人ひとりがその理解を深めるとともに、個人の意識や社会通念の中に残っている差別や性別による固定的な役割分担意識[※]を解消していくことが必要です。そして、思いやりと優しさに満ちた地域社会の実現を目指し、人権尊重の精神を育む事業の推進が求められています。

近年、多様なメディアを通じてもたらされる情報は増大し、特に情報通信技術の高度化に伴い、人々の思考や行動に大きな影響を与えており、その影響はさらに拡大するものと予想されます。

大量の情報が発信されている中で、発信側においては、例えば、女性の性的側面のみの強調など人権尊重への配慮に欠けた表現や、性別による固定的役割分担を思わせるような表現をすることのないよう、配慮する必要があります。そして、メディアからの情報を受ける側にあっては、情報をそのまま受け入れるのではなく、多様なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解したうえで、情報を選択して、主体的に読み解き、理解し、活用していく能力を身につける必要があります。

男女が互いにその人権を尊重することは、男女共同参画社会を形成する上での大原則です。近年、大きな社会問題となっているドメスティック・バイオレンス(DV)[※]、セクシュアル・ハラスメント[※]、リベンジ・ポルノ[※]、ストーカー行為[※]、性犯罪などこれらの暴力は、その対象や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく重大な人権侵害です。性別による固定的役割分担意識や、家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題だと言われています。

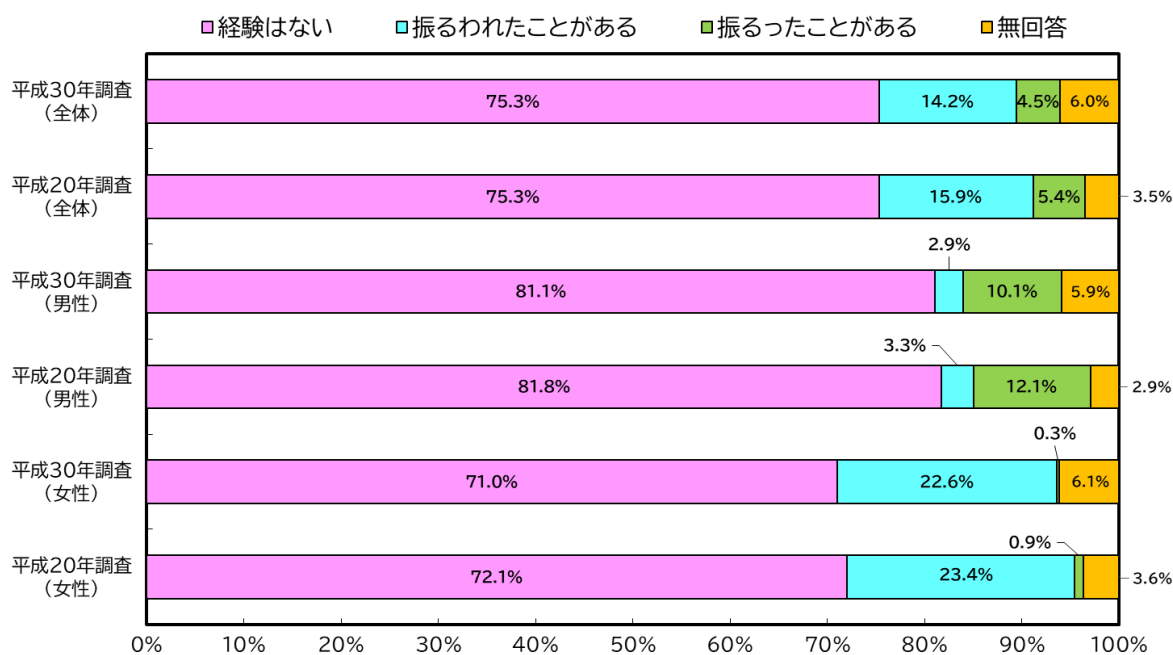
暴力は、多くの場合、被害者は女性や子どもです。特に、女性に対する暴力は、暴力を振るう側にもそれが犯罪であるという意識が少なく、また、家庭や職場など身近な関係で生じることが多いため、なかなか表面化しない現実があります。

市民意識調査では、女性の22.6%が「ドメスティック・バイオレンス(DV)[※]を振るわれた経験がある」と回答し、その内、10.5%の女性が「命の危険を感じる、または治療が必要な暴力を受けた」と回答しており、深刻な状況です。さらに、「ドメスティック・バイオレンス(DV)[※]の経験がある」という女性のうち、「ドメスティック・バイオレンス(DV)[※]の被害を誰かに相談している」と回答している方は31.5%にとどまっており、相談しやすい環境づくりにより被害の潜在化を防ぎ、被害者の安全確保を図る必要が

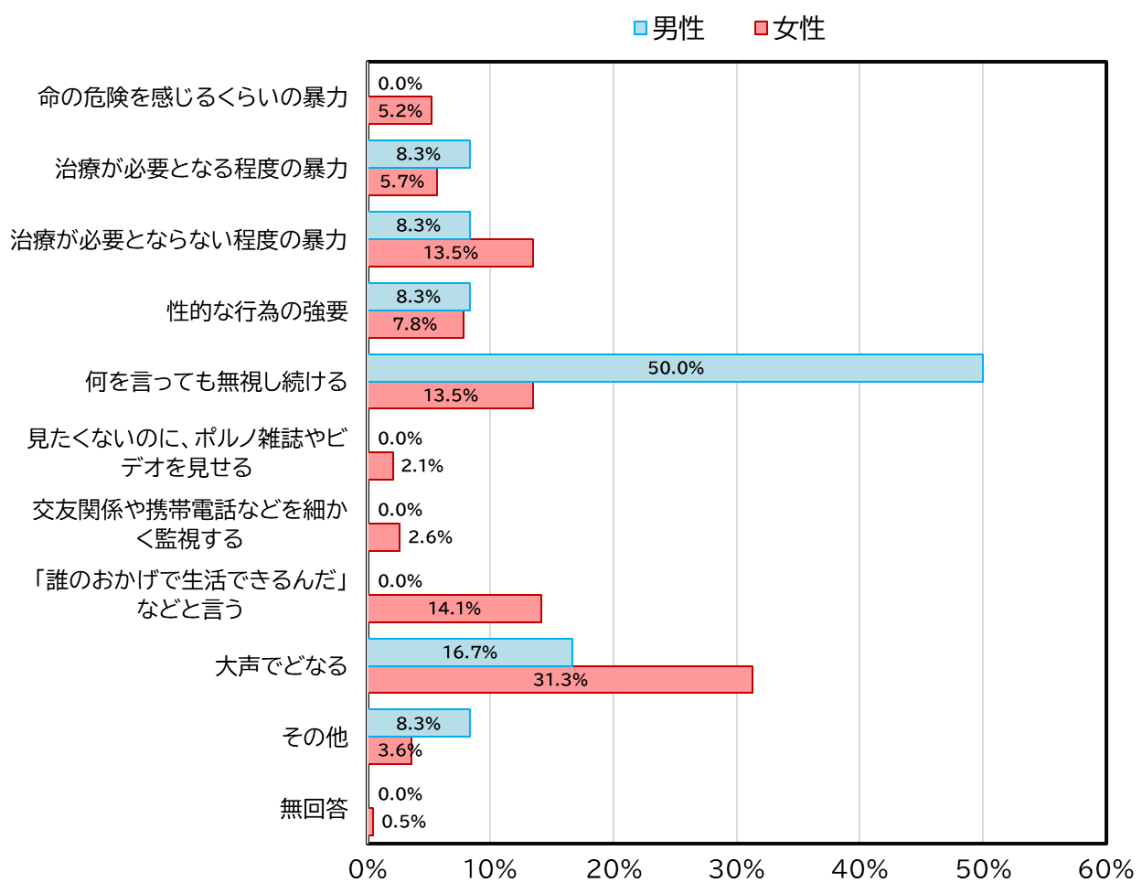
あります。

また、セクシュアル・ハラスメント※に関しては、女性の50.1%が「職場や地域、学校などでセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」と回答しております。セクシュアル・ハラスメントに限らず、パワー・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※などの様々なハラスメント※は、男性・女性を問わず人格や尊厳を傷つけ、職場を始め周囲の環境も悪化させる行為であることから、その防止に取り組む必要があります。

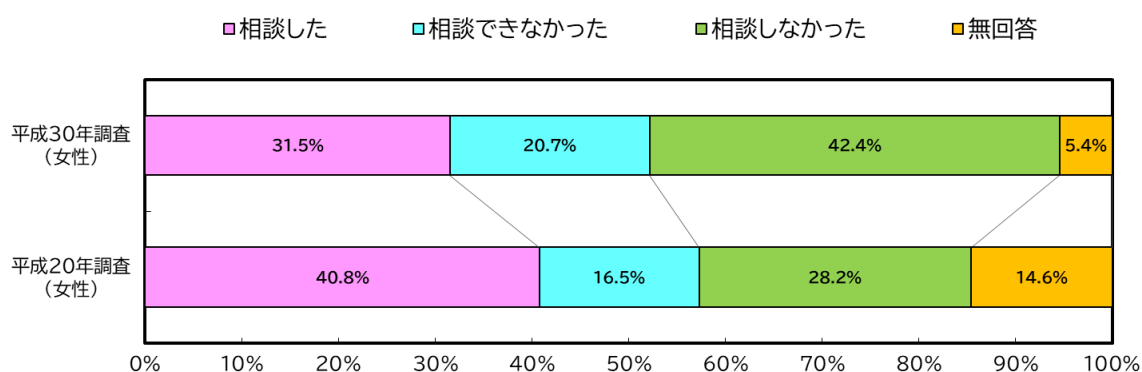
【暴力(DV)の経験について】



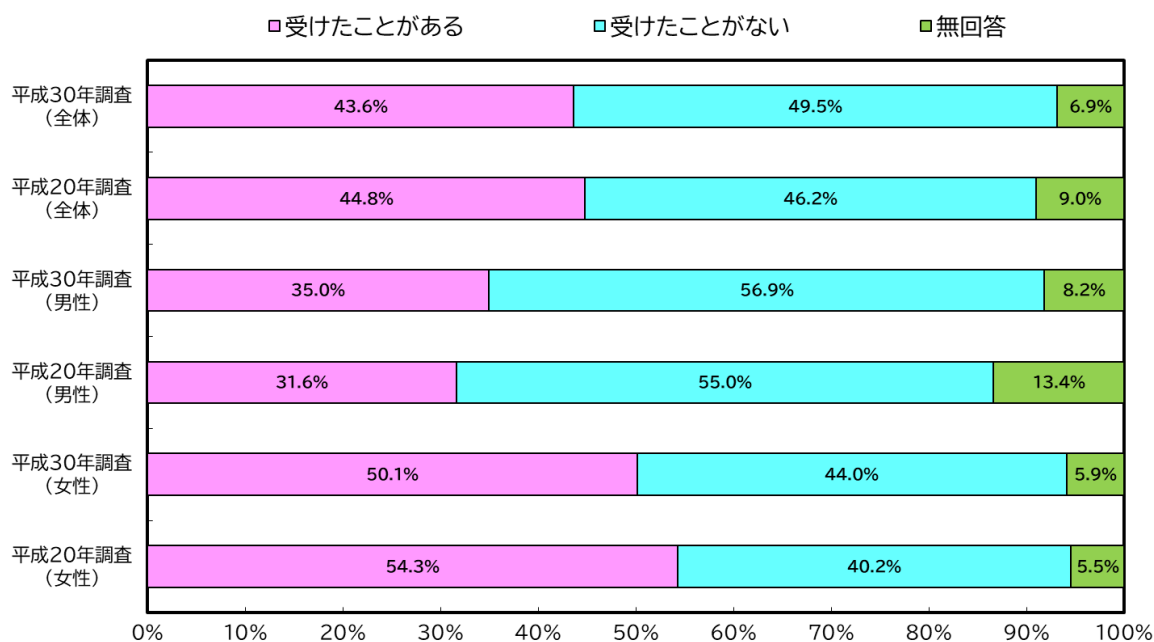
【振るわれた暴力(DV)の態様について】



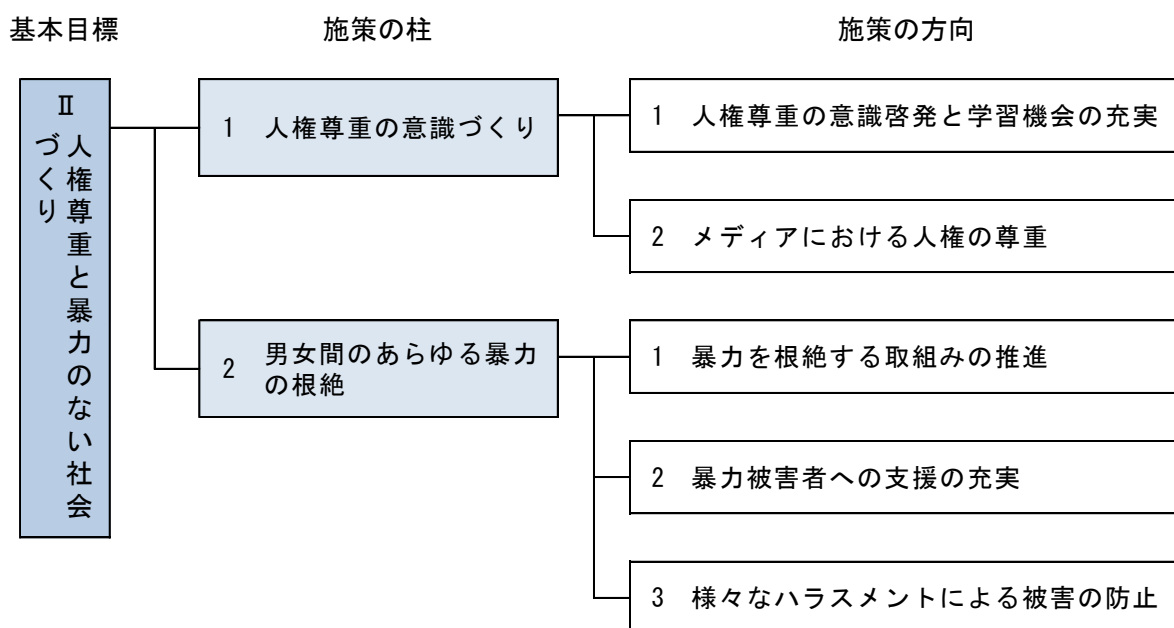
【暴力(DV)に関する相談(女性)について】



【セクシュアル・ハラスメントについて】



【基本目標Ⅱ 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 5 年度
人権問題等を重要と考える市民の割合	31.3%	50.0%以上
配偶者から暴力を受けた割合	14.2%	5.0%以下

施策の柱1 人権尊重の意識づくり

男女の人権が尊重され暴力のない社会づくりを目指すため、人権尊重を基本とした男女共同参画意識の啓発を行うとともに、様々な機会における人権尊重及びメディアにおける人権尊重に関する学習の充実を図ります。



施策の方向

1 人権尊重の意識啓発と学習機会の充実

- ・市の様々なイベントや事業等において人権に関するPRを行うとともに、学校やふれあいサロン等において人権教室を開催し人権尊重の理解促進を図ります。

2 メディアにおける人権の尊重

- ・メディア・リテラシー※[※]についての情報提供や学校教育における情報教育を行うなど、その理解促進を図ります。
- ・市が発行する刊行物について、男女共同参画の視点に立ち、男女の人権に配慮した情報の発信とします。

施策の柱2 男女間のあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待の未然防止及び根絶に向けた正しい理解を普及させるため、広報・啓発活動の充実を図ります。

関係機関と連携し、被害者の安全確保と安心して相談しやすい体制づくりに努めるとともに、広く相談窓口の周知を行います。

また、様々なハラスメント※[※]の防止に向け継続的に普及啓発に取り組めます。



施策の方向

1 暴力を根絶する取組みの推進

- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)※の実態を調査するとともに、配偶者やパートナーに対する暴力は犯罪であるという認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。
- ・ストーカー行為※や性犯罪などの防止対策の実施について、警察や関係機関との連携を図ります。
- ・子どもへの暴力を防止するため、子ども自身が暴力から自分を守るための教育を推進します。



2 暴力被害者への支援の充実

- ・男女間のあらゆる暴力に関する相談体制の整備を図ります。
- ・県の女性のための相談支援センターや警察などの被害者の保護に係る関係機関との連携を図ります。

3 様々なハラスメントによる被害の防止

- ・学校、職場、地域などにおける様々なハラスメント※について、市民の認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。



基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の実現

■ 現状と課題

男女共同参画社会の形成を図るには、あらゆる分野における活動に男女が自らの意思に基づいて共に参画し、協力し合うことが大切であるとともに、各人の個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりが必要です。特に、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性について、家庭生活や地域活動への参画を促進する必要があります。

少子高齢化社会の進展に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって働くことができる社会づくりが求められる一方で、働く世代における子育てや介護の負担の増加が見込まれています。そのため、男性はもとより女性についても個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かな社会を実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランス※を図ることが重要となっています。家庭における役割に関する市民意識調査では、男性は「積極的に」あるいは「ある程度」家事を担う方がよいと考えている市民の割合は 84.9%となっている一方で、家事や、子育てを担っている女性の割合が高い状況となっており女性の負担が大きい現状です。

また、男女が仕事と家庭を両立していくためには、「家族や周囲の理解と協力が必要」や「給与の男女間の格差をなくすこと」、「育児・介護制度を利用しやすい職場環境を作ることの」の意見が多くみられます。

現代社会では、ライフ・スタイル※や価値観の多様化が進み従来の男性を中心とした組織や運営形態から脱し、あらゆる分野において女性の発想や感性を生かすことは、まちづくりを進めていく上においても極めて重要となります。

しかしながら、女性の政策・方針決定等の過程への参画は近年進みつつあるものの、その参画の機会は依然として少なく、女性の能力が活用されていません。

さまざまな状況におかれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、女性の力が十分に発揮され、地域社会の活性化にも寄与するものとなります。

そして、女性の雇用における均等な機会の確保と女性のエンパワーメント※の促進を図るとともに、女性の活躍できる場や機会が公平に与えられるような社会環境づくりを進める必要があります。就労は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、男女が職業上の責任と家庭や地域における責任とを果たしていくことは、男女共同参画社会を形成するための基本となる考え方です。

男女がいきいきと働き続けられる社会環境づくりを進めるうえで、雇用の場におけ

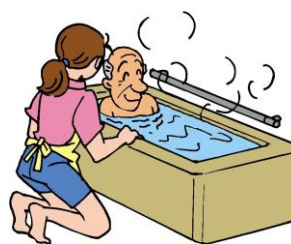
る男女の共同参画は極めて重要であり、「男女雇用機会均等法」においても、雇用における男女の平等な機会と待遇の確保が義務付けられています。

しかしながら、市民意識調査では、34.5%の方が「職場で仕事の内容や待遇で女性が差別されている」と回答しており、前回調査の46.4%から約12ポイント減少していますが、法律・制度の整備が進んだ現在も、雇用の場における男女の差別が解消されていないことが分かります。

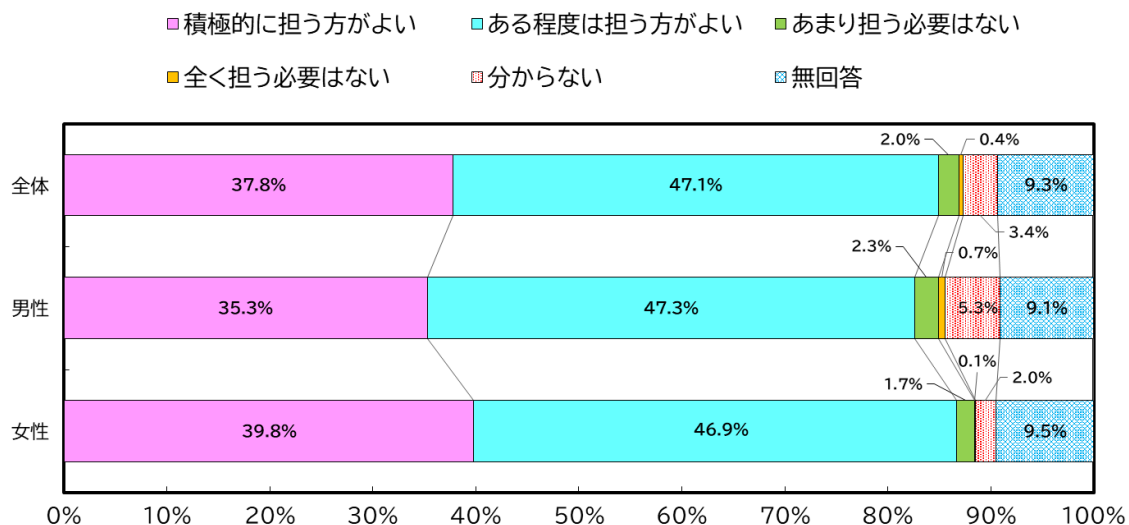
性別による固定的役割分担意識^{*}や慣行が男女の社会的役割に結びつき、女性の社会経験が不足しがちなことと相まって、様々な意志決定の場への女性の参画を遅らせている要因となっています。

近年では、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口(15～64歳)の減少によって、女性労働力への需要が高まるとともに、女性の就業意欲の向上を背景に、働く女性は増加傾向にあります。そうした中、「正職員として働く場が少ない」、「仕事と家庭の両立が図りやすい」等の理由から、パートタイム労働や派遣労働に就労する女性が増えていますが、パートタイム労働等は、不安定な労働条件の下に置かれることもあり、その改善が課題となっています。一方で、商工自営業や農業に従事する女性は、これまで家庭や地域の担い手としての働きが十分評価されず、労働報酬や休暇等の面においても曖昧な状況に置かれてきており、その働きについて適正な評価がなされることが求められています。

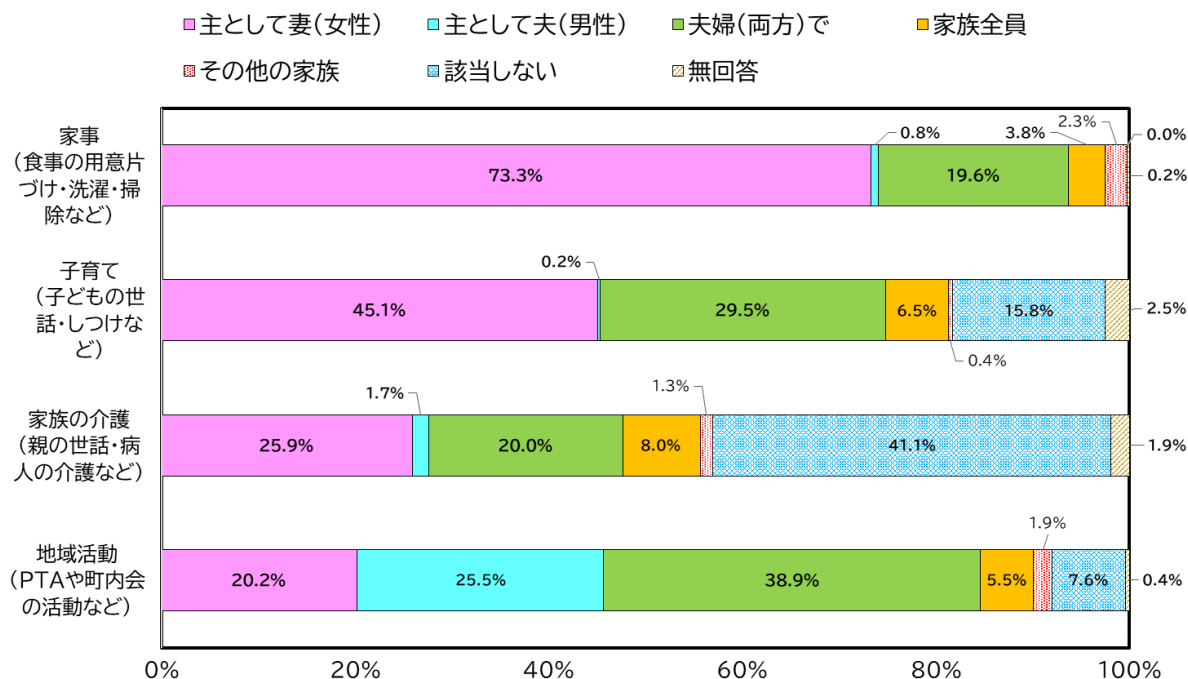
安全・安心の地域の防災体制を確立するため、地域コミュニティにおける「共助」の精神に基づく災害時の被災者支援の意識づくりと、男女の防災の取組みに対するニーズの違いなど、女性の視点に立った防災体制づくりが必要です。また、少子高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、機動力の低下や、繋がりの希薄化が問題視されており女性の防災活動等への積極的な参画が求められています。



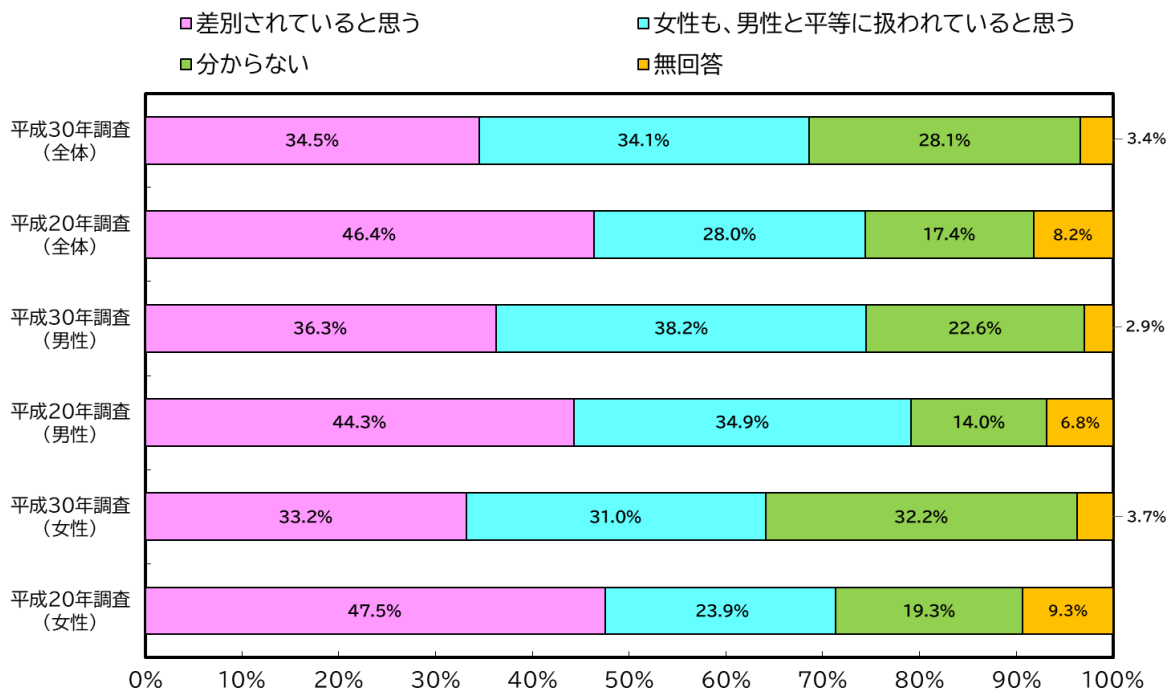
【家庭において男性が家事、子育て、介護、地域活動を担うことについて】



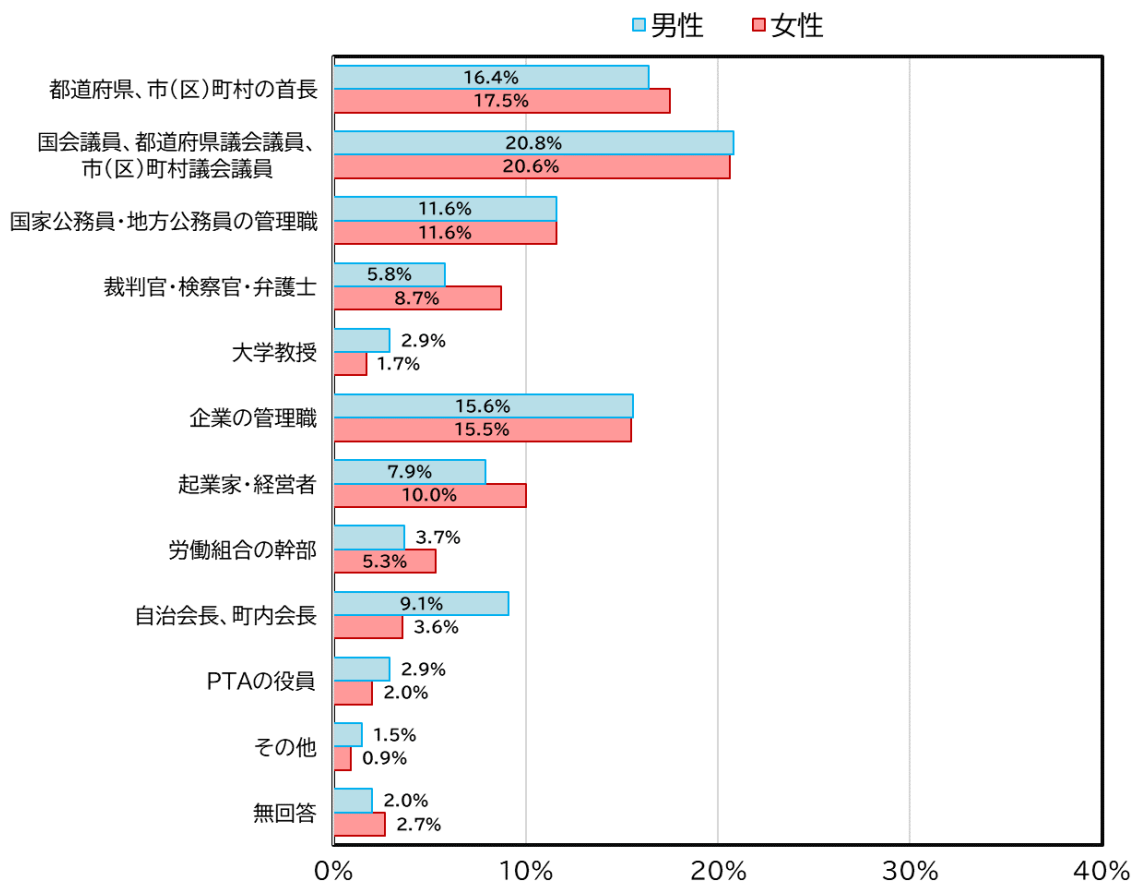
【家庭における家事、子育て、介護、地域活動の分担状況について】



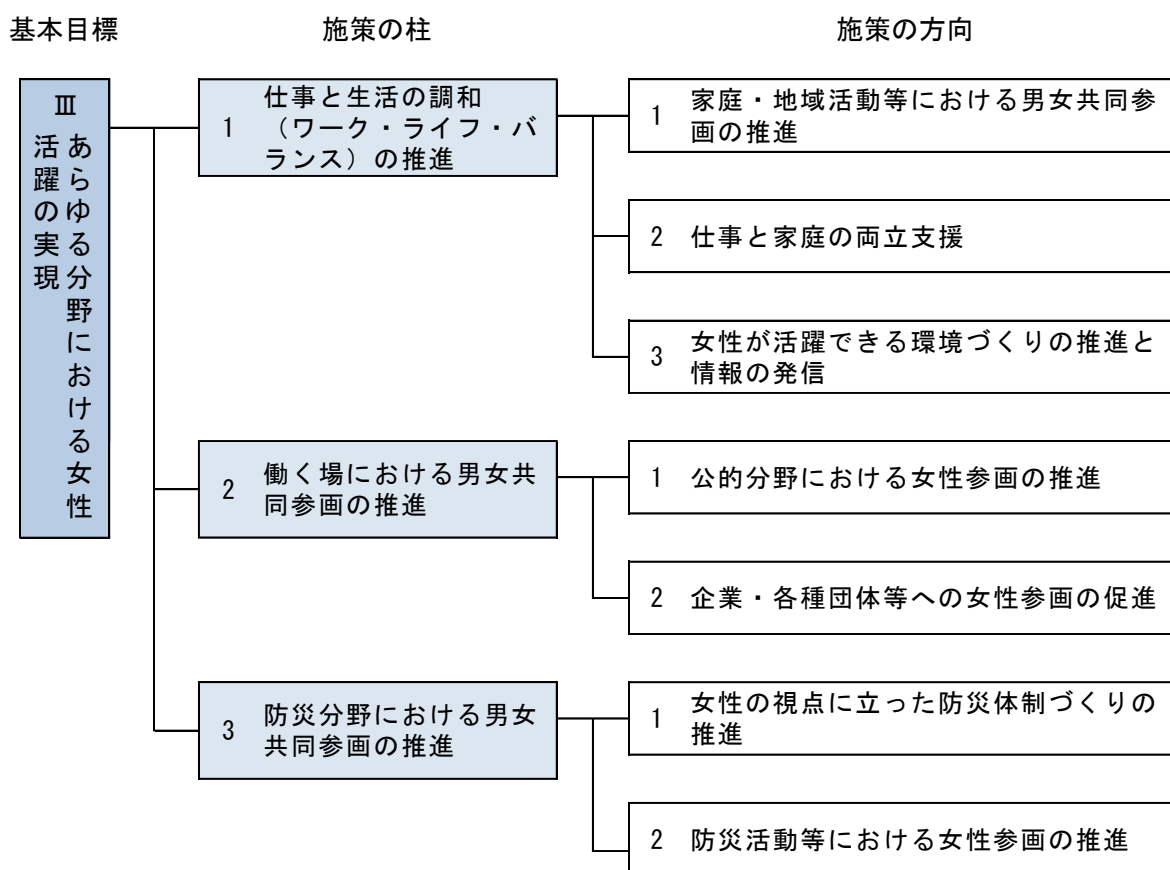
【職場における女性の差別について】



【女性がもっと増えたほうがよい職業や役職について】



【基本目標Ⅲ 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成30年度	目標値 令和5年度
保育所待機児童数	0人(各年4月1日現在)	0人を維持
各種行政委員の女性の割合	27.27%	40%以上

施策の柱1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

家庭生活の男女協力や男性の介護等への参加促進、地域活動等への参加協力を求めていくなど女性に偏りがちな様々な負担を軽減する取組みを進めます。



施策の方向

1 家庭・地域活動等における男女共同参画の推進

- ・家庭生活において、女性の重い負担となっている家事・子育て・介護について、家庭における家族の責任分担意識の啓発活動を推進します。
- ・男性が、家事・子育てなどの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。
- ・地域での交流や住民組織の活動に、男女共同参画の視点に立った考え方を取り

入れ、男女共同の活動を進めることで、より活発な活動となるよう啓発を行います。

- ・地域での自主的な活動を行う団体、特に女性グループの活動に対して支援を行います。

2 仕事と家庭の両立支援

- ・仕事と子育ての両立を図るため、延長保育や預かり保育など、ニーズに対応した保育サービスを提供します。
- ・仕事と介護の両立を図るため、介護プランの作成など介護のための支援を行います。

3 女性が活躍できる環境づくりの推進と情報の発信

- ・女性が性別による差別や妊娠・出産による不利益を受けることなく、その能力と意欲を生かせる環境づくりを推進します。
- ・環境、福祉、教育、防犯等の分野における活動は、社会を支えていく活動として一層重要性を増しており、各種地域活動に男女の積極的な参画促進を図ります。
- ・就業継続やキャリアアップのための情報や学習機会の提供を推進します。
- ・労働関係法令の周知とポジティブ・アクション[※]の普及啓発を図ります。
- ・年金などの社会保障制度の仕組みに関する情報提供を行います。
- ・事業所等に対し「育児・介護休業法」についての周知を図り、育児・介護休業制度の整備についての広報、啓発を図ります。

施策の柱2 働く場における男女共同参画の推進



施策の方向

1 公的分野における女性参画の促進

- ・女性が市政への関心を高めるための取組を進めるなど、女性の市政参画を促進するための環境づくりを推進します。
- ・審議会や委員会の委員の選出にあたっては、女性の人材情報を収集し、広い分野からの女性の積極的な登用を図り、女性委員のいない審議会や委員会の解消に努めます。
- ・行政の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。

2 企業・各種団体等への女性参画の促進

- ・男女の平等な職場環境づくりに向けて、「男女雇用機会均等法」の広報、啓発活動を強化していきます。
- ・民間団体や事業所などにおける積極的な女性の登用や人材育成などの取組について働きかけを行います。
- ・商工自営業や農業に従事する女性の労働環境の改善を促進します。
- ・女性の再就職に向けた能力開発支援や情報提供を推進します。
- ・女性労働者が多いパートタイマーや派遣労働者等の労働条件が改善するよう、平成27年度改正「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」等の労働関係法令の周知を図ります。
- ・働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善、女性が活躍しやすい環境整備等を推進します。

施策の柱3 防災分野における男女共同参画の推進

防災に女性の視点を取り入れるとともに、防災体制における男女共同参画の推進を図っていきます。



施策の方向

1 女性の視点に立った防災体制づくりの推進

- ・女性の視点から、家庭・地域・職場等での復興・防災の積極的な取組みを促し、防災意識の高揚を図ります。
- ・地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れるよう、啓発活動を行います。
- ・地域防災計画の改定や長期化する災害における避難所運営等において、女性の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を推進します。



2 防災分野における女性参画の推進

- ・男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。
- ・防災現場への女性の進出が求められていることから、女性の感覚や特性を活かし、長期化する避難所の運営や防災に対する取組等への女性の参画を促進する活動を進めます。

基本目標Ⅳ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

■ 現状と課題

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、いきいきと暮らす社会を実現するための基本的な条件です。特に、女性は妊娠や出産のほか、女性特有の疾病に見舞われるリスクがあるため、周りの男性の理解と協力が不可欠です。

近年では、男女ともに平均寿命や健康寿命が延びてきており、市民の健康への意識も高まってきています。一方で、人々のライフ・スタイル※の多様化から偏った食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が全国的に増加しており、疾病の重症化や合併症を引き起こす要因ともなっています。また、ライフ・スタイル※や価値観が多様化している現代社会にあっては、人間関係のストレスをはじめ、誰もが常に何らかのストレスを感じ、過度のストレスは体だけではなく心の健康を損なうおそれがあります。

女性は結婚し、出産するのが当たり前という意識が未だに残っており、女性が子どもを産むか、産まないか、いつ何人産むかなどを自ら決めることは、女性の重要な人権であるといった性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)についての正しい知識の浸透を図ることが必要です。

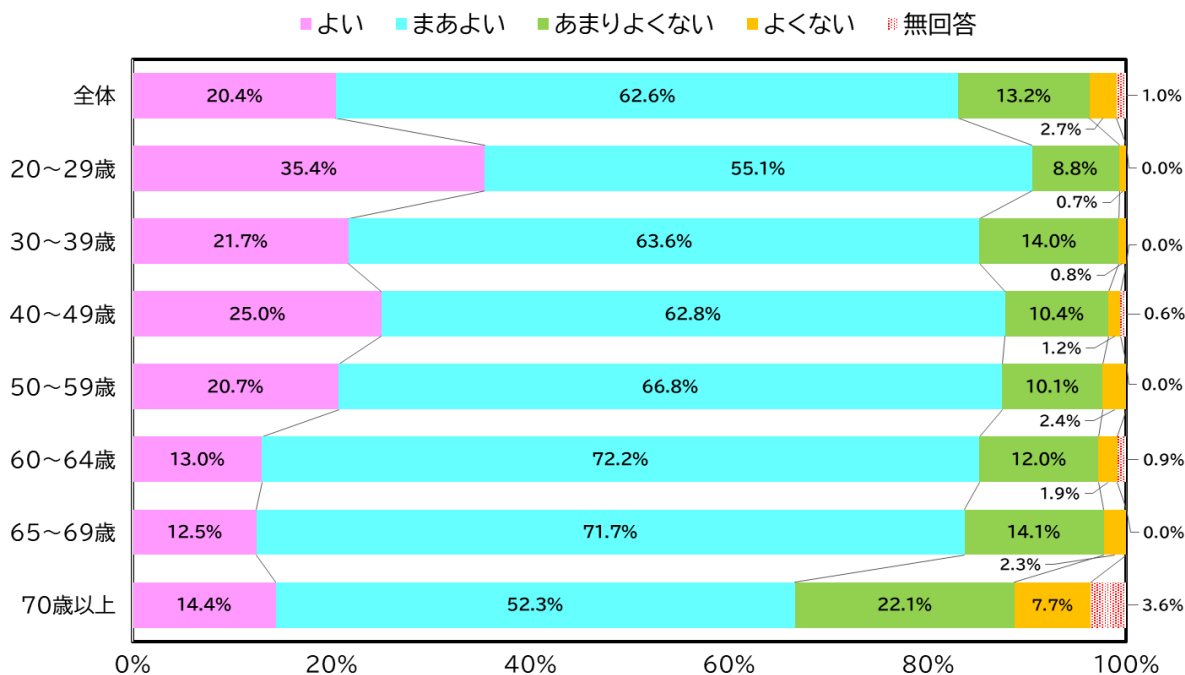
人間らしい生き方、自己実現による社会参画という面から、高齢者や障がい者、ひとり親家族等、生活上の困難に陥りやすい人たちが安心して暮らせる環境の整備も併せて図っていく必要があります。

社会的に弱い立場にあるひとり親家庭に対しては、子育てや日常生活の支援から経済的な自立に向けた支援など、ニーズに応じた支援の充実が求められているとともに、こうした家庭の児童等を心身ともに健やかに育てるための配慮が必要です。

介護を必要とする高齢者や障がい者を家族に持つ家庭では、女性がその介護の中心的役割を担っているのが現状ですが、市民意識調査では、男性がどの程度家族の介護を分担した方がよいかについて、85.7%の女性が、「積極的に担う、ある程度は担う」と回答しており、男性にも介護を担ってほしいと感じています。

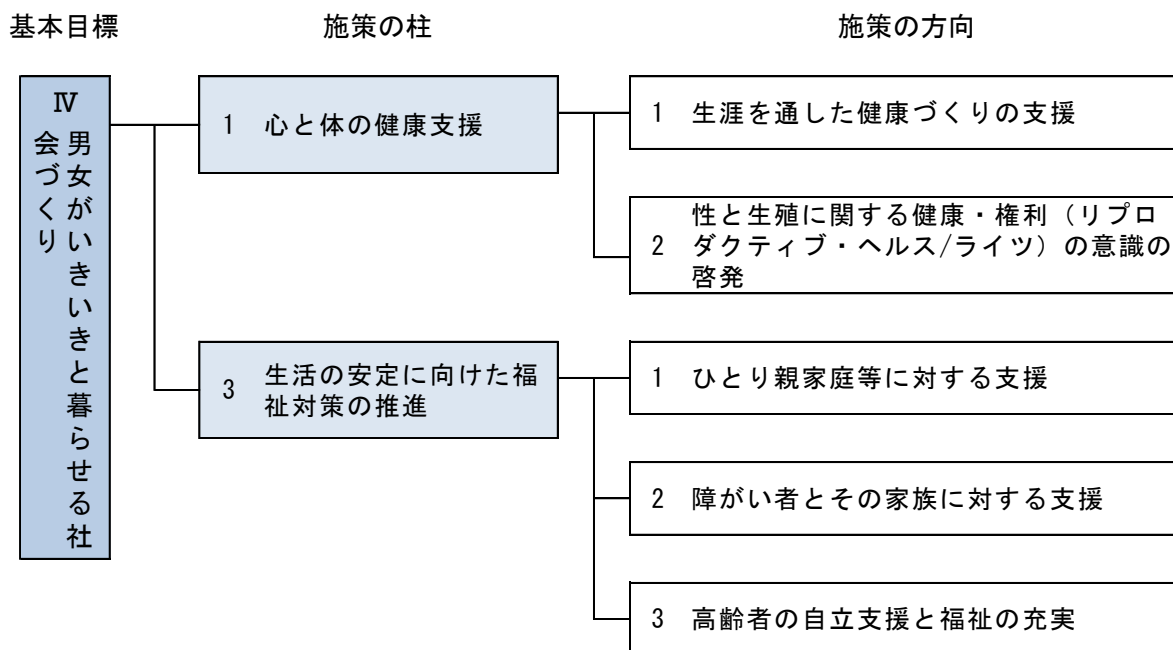
核家族化や少子高齢化等が進むなか、地域社会が果たしてきた役割や家庭が持つ相互扶助機能が低下の傾向にあり、高齢者世帯やひとり暮らしになる可能性が高まっていることから、高齢期における生活の安定、生きがい対策、在宅福祉等が重要な課題となっています。

【市民の健康状態について】



資料：健康増進計画市民意識調査(年代別健康状態割合)

【基本目標IV 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成29年度	目標値 令和5年度
乳がん・子宮頸がん検診の受診率	乳がん 17.4% 子宮頸がん 15.6%	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0%
ふれあいサロン参加者数	10,748 人/年	14,000 人以上/年

施策の柱1 心と体の健康支援

保健・医療・福祉サービスの充実を図り生涯を通じて健康で安心して暮らすことができる環境づくりや市民の健康な生活を応援する取組みに併せ、育児、介護等への男性参画を推進するための意識改革等の推進に努めます。

女性の身体的特性を踏まえた生涯にわたっての健康づくりへの支援を行うとともに、様々な障害や環境に対しても、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合においても安心して暮らせる環境整備に努めます。

男女がそれぞれのライフ・ステージ※に応じた健康課題に対し、生涯を通して主体的に心身の健康管理を行うことができるよう、正しい知識や情報の普及・啓発と総合的な健康支援を推進することが必要です。



施策の方向

1 生涯を通じた健康づくりの支援

- ・市民一人ひとりが自己の健康管理能力を高め、心身共に健康な生活を営むため、各種健康診査の受診を促し、早期発見、早期治療につなげるとともに健やかな生活習慣を身につけるよう正しい知識の普及啓発と健康教育、健康相談などの充実を図ります。また、ライフ・ステージ※に応じた健診内容の充実と託児やバスでの送迎など受診しやすい体制づくりを進めます。
- ・市民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できるよう、生涯学習や生涯スポーツを推進します。
- ・食に関する意識を高め、実践力を身につけるため、学校を中心とした「食育」についての教育を推進します。
- ・妊産婦の健康管理など妊娠、出産期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実と母子の健康に関する取組みを推進します。

2 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の意識の啓発

- ・性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)に関する意識の浸透を図るため、広報活動を推進します。
- ・学校において、命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施し、性と生の大切さを伝えます。

施策の柱2 生活の安定に向けた福祉対策の推進

ひとり親家庭等や高齢者、障がい者など生活上の困難に陥りやすい人たちが安心して暮らせる環境の整備に努めます。

女性に偏りがちな様々な負担を軽減するため、男性の介護等への参加促進や地域等の協力を求めていくなど、介護を必要とする人とその家族が生活しやすい環境をつくる取組みを進めます。



施策の方向

1 ひとり親家庭等に対する支援

- ・ひとり親家庭等が自立し安定した生活を送ることができるよう、相談体制と支援の充実を図ります。

2 障がい者とその家族に対する支援

- ・障がい者とその家族が自立した生活を送ることができるよう、相談体制と支援の充実を図ります。
- ・障がい者が生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域社会へ多様な形で参加できるための支援を行います。

3 高齢者の自立支援と福祉の充実

- ・地域の高齢者が要介護状態にならないための予防事業の充実を図ります。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者世帯が、住みなれた地域で安心して生活できるための支援を行います。
- ・高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、高齢者の活動を支援します。

